

聖籠町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例をここに公布する。

平成27年3月13日

聖籠町長 渡 邊 廣 吉

聖籠町条例第5号

聖籠町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例

(この条例の目的)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項に基づき、職務に専念する義務の特例に関し規定することを目的とする。

(職務に専念する義務の免除)

第2条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ聖籠町教育委員会又はその委任を受けた者の承認を得てその職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 前2号に規定する場合を除くほか、規則で定める場合

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。